

- B) 會社、都合=依リ解雇シル
場合、前項ノ二倍ヲ給スルヲ
會社、都合=依リ解雇シタル場
合、下ノ通り帰国旅費ヲ支給セ
ラセキナリ。
- 独身者 80円。
家族カ有者 50円。
6. 大正十年六月十五日午前十時迄
=回答セラセキナリ。
- 提出。大正十年6月14日。

4. 及ヒ5.
退職未政究中ナルハ、退示決
定発表スベシ。以上

補 7) 説明。

1. 任意=他団体=加入シ得。
2. 工場組織會ヲ組織ス。(職員
半數"当所"指名ノ士員、半數"
職工"選出) 労働時間、労働賃
金、賃金=順應スル最廉低賃金、増減、
保健衛生。危害防止、及助共救。
娯示休養。母紀教育。至他職工
ノ幸福増進=宗旨。若所、語内又"
職員"提案ヲ審議調査シ、至所議
ヲ提出セシム。
3. 同會ノ組織及議可方法ハ退示決定スベシ。

要 求 案

10. 6. 16.

住友製鋼所。

1. 団体交渉権ノ確認。

又解雇手当。

1. 1/4年未満者=対シ日給120円分
2. 1/4年以上、5/4年未満、1/4月ヲ増ス
毎=日給60円分加算。
3. 5/4年以上、無制限=1/4月毎=
日給60円分加算。

但シ、外=帰国旅費上シテ
世帯者=50円。
独身者=30円。

3. 自己都合ヲ退職時、上、半額。

解 決 案

10. 6. 20.

1. 住友電線製造所上同一。

2. 同前。(政究中、退示決定表
スベシ。)

3. 同前。